

# コンプライアンス推進のための取組強化について

平成24年12月10日

高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、当省の職員が談合行為に関与していたとして、平成24年10月17日、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求等が出されたことを受け、同日、国土交通省として取り組むべき「当面の再発防止対策について」が取りまとめられました。

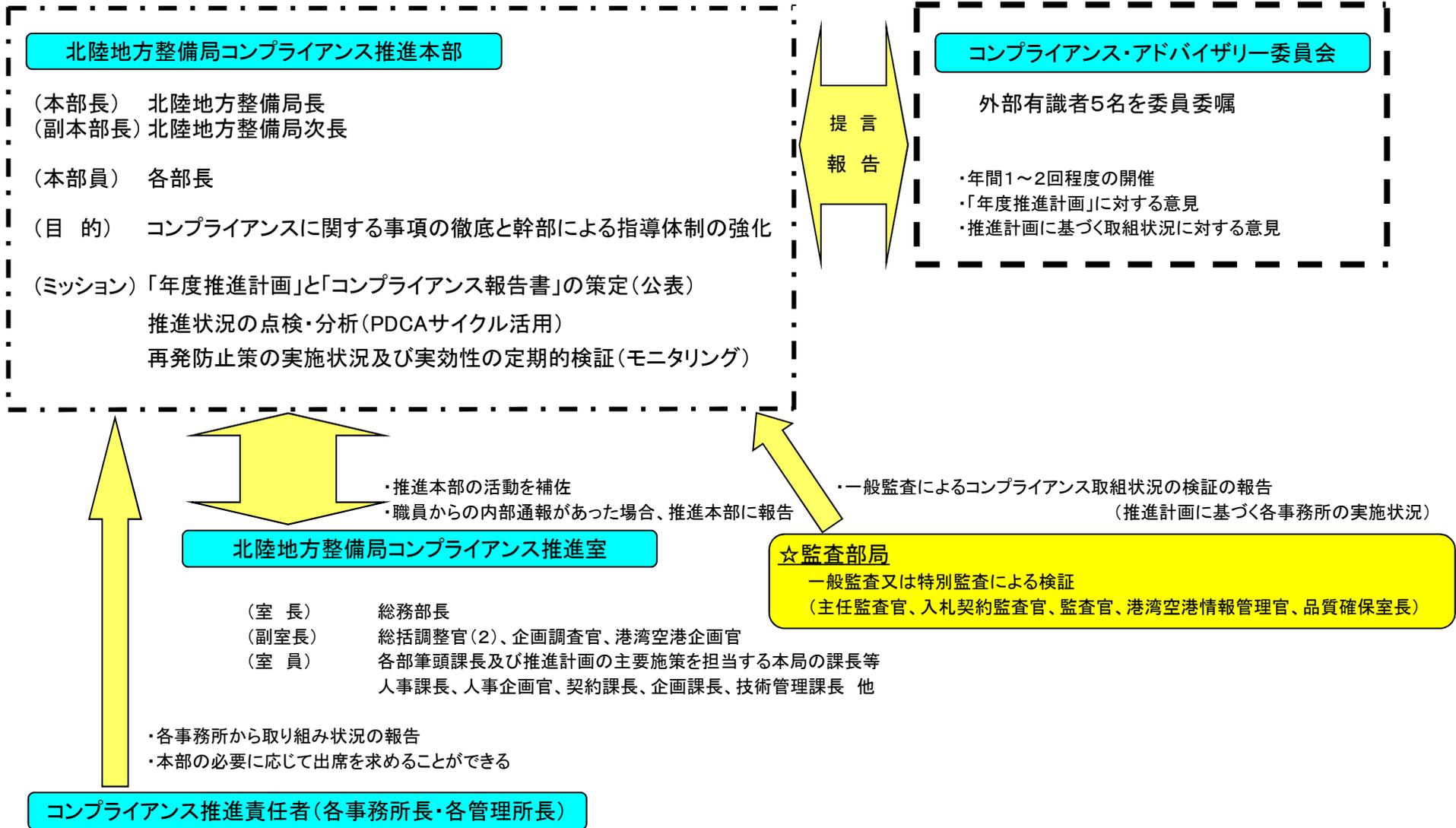
北陸地方整備局においては、従来から「北陸地方整備局発注者綱紀規程」（平成18年策定）等に基づき、発注者としての綱紀保持について取り組みを進めてきていますが、今般の談合事案を踏まえ、平成24年11月15日付けで局長を本部長とする北陸地方整備局コンプライアンス推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、コンプライアンスの徹底と幹部に対する指導体制の強化を図ることとしました。

また、当整備局における取り組みに対し意見をいただくため、外部有識者5名から成る「北陸地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」（以下「委員会」という。）を年内に設置する予定です。

今後、推進本部において委員会の意見を伺いながら、「平成25年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定すべく検討を進めることとします。

なお、今年度の取り組みについては、これまでの取り組みを踏まえ、平成24年12月10日に開催した推進本部の定例会議において、別添のとおり「平成24年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画」を決定したところであり、これに基づいて取り組みを進めることとしました。

# 北陸地方整備局におけるコンプライアンス推進体制



# 平成24年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画

＜平成24年12月10日 北陸地方整備局コンプライアンス推進本部決定＞

## 1 研修等の充実

### (1) 職員研修における講義・・・・・・・・【継続】

北陸地方整備局が主催する全ての研修において、コンプライアンスに関する講義を可能な限り取り入れ実施し、職員のコンプライアンスにかかる基本的な知識の習得を図る。

### (2) コンプライアンス出前講座・・・・・・・・【新規】

(1)の「未受講者」を対象に、適正業務指導官が各事務所等に出向き、コンプライアンスに関する講義を実施し、より多くの職員に対しコンプライアンスにかかる基本的な知識習得の普及を図る。

### (3) コンプライアンス講習会・・・・・・・・【継続】

(1)、(2)を通じて職員に対し、基本的な知識を習得させることに加え、公正取引委員会など専門分野の機関から外部講師を招き、全職員を対象に講習会を開催し、コンプライアンスに関するより専門的な知識の習得を図る。

## 2 職員の意識向上

### (1) コンプライアンス・ミーティングの実施・・・・・・・・【継続】

本局、事務所、管理所において、発注者綱紀保持における不正事案等をテーマとして取り上げ、問題点や対策について各課・各出張所単位で意見交換を行い、実施結果を適正業務指導官に報告、その後、集約した結果を各職場にフィードバックすることで、職員のコンプライアンスの意識向上を図る。

### (2) 発注者綱紀保持に関する自己点検の推進・・・・・・・・【新規】

職員が担当する発注事務の各段階において注意すべき事柄をチェックシートにまとめ、イントラネットに掲載することにより、職員が発注者としての綱紀保持に関して、いつでも自己点検できるようにする。

### **3 内部監査における取り組み**

管内28事務所・管理所に対して、本局主任監査官等の監査官が事務の合理的運営、官紀の保持及び不正行為の防止に資することを目的に、内部監査を実施している。

平成24年度は、10事務所、1管理所に対し、発注者綱紀保持、公務員倫理確保、外部からの不当要求行為等及び公益通報制度のための取組の状況を監査重点項目として位置づけ、監査を実施する。……【継続】

### **4 事業者等の応接ルール等の徹底**

これまでも、一般競争（指名競争）参加資格付与時や個々の契約締結時など折に触れパンフレット等により、執務室への入室規制、応接方法など発注者綱紀保持の徹底について、有資格業者に対し、協力依頼を行ってきた。

この度の談合事案を受け、改めて、適正業務指導官が管内関係協会等に出向き、傘下企業に対して発注者綱紀保持の徹底について、協力依頼を行う。……【継続】